

健移発0315第1号
平成31年3月15日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室長
(公 印 省 略)

「骨髄バンク集団登録事業実施要綱」の改正について

骨髄バンク事業の推進につきましては、平素より御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、骨髄バンク集団登録事業等については、「骨髄提供希望者の登録事業等について」（平成17年2月25日付け健臓発第0225022号）等に基づき実施していただいているところです。

今般、新たに、既存の事業に加えて、日本赤十字社の献血ルームにおいて、献血と併行して骨髄等の提供希望者の集団登録事業を行うこととなり、その円滑な実施等を目的として、「骨髄バンク集団登録事業実施要綱」を別紙のとおり改正いたしました。

つきましては、平成31年4月以降は、改正後の骨髄バンク集団登録事業実施要綱に基づき、本事業を実施していただきますようお願い申し上げます。